

○第1回バリアフリー法施行状況検討会等での主な指摘事項

- 歩道のない道路におけるバリアフリー化
- 建築物等との一体的なバリアフリー化
- 道路移動等円滑化基準の条例委任
- 基本構想がない場合のバリアフリー化
- 道路管理者に対するバリアフリー化の意識の啓発

○歩道のない道路におけるバリアフリー化

- ・歩道の設置が基本(基準省令*第3条)
- ・一方、少しでもバリアフリー化を進めるため、経過措置を基準省令の附則に規定
 - ①歩道設置に代わる自動車の速度抑制策(ハンプ・狭さく等)
 - ②有効幅員を縮小しての歩道の設置
- ・ガイドライン**で事例とともに経過措置を適用する場合の配慮事項等を紹介

○建築物等との一体的なバリアフリー化

- ・基本方針***で各種事業の連携に言及
- ・ガイドラインで建築物等との一体的なバリアフリー化への配慮の必要性に言及

*移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令

**道路の移動等円滑化整備ガイドライン

***移動等円滑化の促進に関する基本方針

○道路管理者の基準適合義務

- ・道路管理者は特定道路の新設・改築を行う際は、当該特定道路(以下、「新設特定道路」)を**省令で定める**移動等円滑化基準に適合させなければならない
- ・道路管理者は管理する道路(新設特定道路を除く。)を**省令で定める**移動等円滑化基準に適合するよう努めなければならない

○地域主権戦略大綱(H22.6.22閣議決定)

義務付け・枠付けの見直しとして移動等円滑化基準の条例委任を位置付け

地域主権戦略大綱【抜粋】

第2 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

1 取組の意義等

…**地方公共団体自らの判断と責任**において行政を実施する仕組みに改めていく必要がある。…

○2次一括法*によるバリアフリー法の改正(平成23年8月30日公布)

都道府県道・市町村道に係る基準については、省令で定める基準を参酌して、地方公共団体の**条例で定める**こととなる。(平成24年4月1日から施行)

※一般国道に係る基準についてはこれまで通り省令で定める

※経過措置:平成24年度の1年間は、条例が施行されるまでの間は、省令で定める基準が条例で定める基準とみなされる。

○地方公共団体の取り組み促進

道路のバリアフリー化に係る地方公共団体の取り組みを促進するため、以下の情報を市町村別に公表するとともに、障害者団体等と連携するなどにより歩行空間のユニバーサルデザインに熱心に取り組んでいる市町村の活動状況等を公表

[市町村別データの公表]

- ・基本構想の作成状況
- ・道路特定事業計画の作成・進捗状況
- ・特定道路の指定・整備状況

等

[好事例の紹介]

- ・熱心に取り組んでいる市町村の活動状況

等